

Title	ニュースポータルサイトにおけるユーザーコメントの憎悪表現と運営者の責任： 欧州人権裁判所判決：Delfi AS v. Estoniaを題材として
Sub Title	A study of ECHR case about the operator's responsibility for user comment in the news portal website (Delfi AS v. Estonia)
Author	村上, 玲(Murakami, Rei)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2022
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.72 (2022. 3) ,p.41- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集1：インターネット時代のメディア法の行方II
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20220300-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニュースポータルサイトにおけるユーザーコメントの憎悪表現と運営者の責任

— 欧州人権裁判所判決：DELFI AS v. ESTONIA を題材として —

村上 玲



1. はじめに

インターネットの普及と、それに伴うインターネットを用いた表現手段の多様化は情報の送受信を容易にするだけでなく、ほぼ全世界を送受信が可能な範囲に収め、コミュニケーションの可能性を大きく広げた。しかし、インターネットの匿名性を隠れ蓑にした名誉毀損的表現やヘイトスピーチなどが後を絶たず、他者の権利や利益を不当に侵害する表現が日常的に蔓延している。この状況下において、インターネット上の表現手段を提供しているコンテンツプロバイダはユーザーによる権利侵害的表現を含むコメントや投稿の削除など、実効性のある対応をするよう迫られている。その対応方法等については各国の法規制や判例法に依存している。特に EU においてこの動きは顕著であり、インターネット上の情報利用を統制する規制の影響が EU 域内だけに留まらず全世界に及んでいることから、その動向を無視することはできない。

そこで本稿では権利侵害的コメントに対するコンテンツプロバイダの責任と欧州人権条約¹10条が保障するプロバイダの情報を提供する自由について争われ2015年6月16日に下された欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）判決である Delfi AS v. Estonia² を分析し、欧州の人権保障体制におけるプロバイダの位置づけについて明らかにしようとする。

2. 事案の概要

エストニアの企業である Delfi AS は、エストニアで最大級のニュースポータルサイト「Delfi」を運営しており、同サイトでは当時一日当たり最大330件のニュース記事を公開していた。Delfi ではニュース記事の下部にコメント欄が設けられており、コメント投稿者の氏名およびメールアドレスが任意に表示されるようになっていた。記事に付されたコメントは投稿者が記載・投稿することで自動的にアップロードされ、他者によるコメントについては「コメントを読む」というボタンをクリックすることで展開され読めるようになっていた。記事へのコメントについては「ノーティスアンドテイクダウン」と呼ばれる

システムが採用されており、コメント投稿に関する規則に基づき、コメントを読んだユーザーが脅迫、侮辱、敵意及び暴力の扇動、違法行為の扇動、スパムや広告、トピックから外れた内容、わいせつ又は下品な内容に該当すると主観的に判断した場合にプロバイダへと通報することができ、通報されたコメントについては理由の如何を問わず迅速に削除されるという対応がとられていた。また、わいせつな単語など特定の文字列を含むコメントについては自動的に削除されるプログラムとなっていた。

しかしながら、当該ニュースポータルサイトにおける利用実態を概観すると、多くのコメントが匿名で記されており、すでに2005年の段階で名誉毀損的なコメントが多数見受けられることについて社会問題化していた。このような状況下において、エストニア本土と特定島嶼を結ぶ公共フェリー輸送サービスを提供するSLK (Saaremaa Laevakompanii) について、「SLK 氷道計画を破壊する」と題するニュース記事が2006年1月24日に公開された。当該ニュース記事に関しては同年1月24日及び同月25日の間に185件のコメントが寄せられたが、その中には当時SLKの監査役会の構成員であり大株主でもあったLに対する脅迫や侮辱も含まれていた。2006年3月9日、Lの弁護士はDelfi ASに対し、「人でなし」をはじめとするLに対する名誉毀損的コメント20件を削除することを要求し、併せて、ニュースポータルサイト運営者としての名誉毀損的コメントに対する対策の不十分さと、当該コメントが6週間放置されたことに対する非金銭的損害賠償として500,000エストニアクロン（約32,000ユーロ）を要求した。

当該要求を受け、Delfi ASは2006年3月9日にLから指定された名誉毀損的コメントを削除したが、非金銭的損害賠償請求については責任が及ばないとして拒否した。これを受けて、LはDelfi ASに対し、非金銭的損害賠償請求を主とする民事訴訟を2006年4月13日に提起した。

2007年6月25日、エストニアのHarju郡裁判所は、ニュースポータルサイト運営者によるコメント欄の管理は機械的かつ受動的なものであり、EUの電子商取引指令³に基づく情報社会サービス法 (Infoühiskonna teenuse seadu) によってDelfi ASは免責され、Delfi AS自体はコメントの公表者 (publisher) ではないとしてLの訴えを棄却した。Lは控訴し、2007年10月2日の控訴裁判所判決では情報社会サービス法に基づくDelfi ASの責任の解釈について誤りがあるとして審理を差し戻す判決が言い渡された。Lはこの差し戻審の実施自体に問題があるとしてエストニア最高裁判所に上訴したが、この訴えは2008年1月21日に拒否され、結局のところ、当該審理はHarju郡裁判所へ戻された。

2008年6月27日、Harju郡裁判所は、情報社会サービス法は適用できないと判断し、債務行為法 (Võlaõigusseadus) に基づき、Delfi ASはコメントの公表者とみなされ、講じられていた不適切なコメントに対するシステムは不十分であり免責事項を付言的に公開したとしても当該責任を回避することはできないものと判断した。そして、ニュース記事に寄せられたLに対するコメントはLの人格権 (personality rights) を侵害したとして、5000エストニアクロン (320ユーロ) の損害賠償を支払うようDelfi ASに命じた。これを受けてDelfi AS側は控訴したが、2008年12月16日、控訴裁判所は郡裁判所の判決を支持し、違法なコメントに対する不十分なシステムでは、潜在的な被害者へのコメントを監視する責任を信義則上果たしていないと判断した。さらに2009年6月10日、Delfi ASの上訴を受けたエストニア最高裁判所は、情報社会サービス法による免責は第三者によって提供された情報の送信または一時保存される通信ネットワークの運用及びアクセス技術プロセスといった活動を行うプロバイダにのみ適用されるものであり、保存された情報内容の管理を行うニュースポータルサイトのようなサイト運営者には同法の免責事項の適用はなく、一般的な債務行為法上の責任を当然に負うものであると判断した。そして、Delfi ASは債務行為法の範囲内でコメントの公表者であり、違法な内容のコメントの公

開を防ぐべきであったにもかかわらず、それをしなかったと判断して Delfi AS の上訴を棄却した。

以上の、エストニアの国内法令における一連の審理の結果を受けて、Delfi AS はニュースポータルサイトに掲載された第三者コメントに対する責任を負わされることが、欧州人権条約 10 条が保障している表現の自由の侵害に当たるとして、欧州人権裁判所に申し立てを行った。欧州人権裁判所第 1 小法廷はこの申し立てを受理し、審理の結果 2013 年 10 月 10 日に、一旦は条約 10 条違反とは言えないものと判断した⁴が、条約 43 条に基づく Delfi AS の更なる申し立てによって、当該事案は大法廷回付となった。

3. 判旨

(1) 欧州人権裁判所の評価の射程

インターネットは表現の自由の行使に対して先例のないプラットフォームを提供している一方で、名誉毀損やヘイトスピーチを含む違法な言論を数秒で世界中へ拡散するといった特定の危険を発生させる。ゆえに、欧州人権裁判所（以下、「裁判所」という。）は表現の自由の行使においてインターネットから重要な利益を引き出しうる一方で、人格権侵害に対する効果的な救済として名誉毀損やその他の違法な言論に対して責任を課しうることを認める。（§ 110）

ニュースを公開し、インターネットポータルサイトにおいてコメントすることはジャーナリズム活動である。印刷メディアの出版者は編集を通じてコメントの公表 (publication) の発起人足りえるが、インターネットポータルサイトの運営者に対してはコメントの公表前に印刷メディアと同様の編集をすることを合理的に要求することはできず、ポータルを通して一般大衆がコメントにアクセスできるようにしているため、コメントの著者であり、情報を配信された者ではない。印刷メディアの出版者及びインターネットポータルサイトの運営者はコメントを公表することで経済的利益を受けているという意味で、起業家としての公表者 (publishers) であり配信者 (disclosers) である。（§ 112）

インターネットの性質を考慮すると、欧州人権条約（以下、条約という。）10 条の目的に対してインターネットポータルサイトが負っている「義務と責任」は伝統的な出版者とは異なりうる。（§ 113）問題とされたコメントは下品な性質を有しており、人間の尊厳を低下させ、脅威を含んでいることから名誉毀損とみなせる。（§ 114）ゆえに、本件はニュース記事を配信し、読者のコメントを勧誘することを内容とした、大規模かつ専門的に運営されている商業ベースのインターネットニュースポータルサイトに関する条約 10 条 2 項が規定する「義務と責任」に関する事案（§ 115）であり、利用者がトピックについて自由に思想を語るができるインターネットのディスカッションフォーラムや掲示板に関する事案（§ 116）ではない。

国内裁判所の判決により条約 10 条が保障する申立人企業の表現の自由が干渉されたことについて争いはない。（§ 118）なされた干渉は法律によって規定されていなければならない (prescribed by law)、条約 10 条 2 項が定める正当な目的を有しており、民主的社会において必要 (necessary in a democratic society) でなければならない。（§ 119）

(2) 合法性

法律によって規定されている (prescribed by law) とは国内法に法的根拠があるだけでなく、関係ある者がその影響について予見可能でなければならない。（§ 120）職業上の活動を行う場合、高度な注意を払わねばならず、当該活動におけるリスク評価において特別な注意を払うことを期待されている。（§ 122）関連する判例法とともに憲法、総則を含

む民法及び債務行為法の条項は、経済目的によりインターネットニュースポータルサイトを運営する公表者が明らかに非合法的なコメントをアップロードすることに関する国内法上の責任を予見可能なものとしている。(§ 128) 職業公表者 (professional publisher) としての申立人企業は法律と判例に精通していなければならない、法的助言を求めることも可能であった。Delfi はエストニアで最大規模のニュースポータルサイトであり、本件におけるコメントが公表される以前から社会的関心を集めており、エストニアの法務大臣は侮辱の被害者は Delfi の運営会社である Delfi AS に対して訴訟を提起できると述べている。ゆえに申立人企業は自身の活動に伴うリスクについて評価できる立場にあり、発生しうる結果について合理的な程度で予見できなければならなかった。よって、問題となった干渉は条約 10 条 2 項の意味内で法律によって規定されていた。(§ 129)

(3) 正当な目的

申立人企業の表現の自由に対する制限は名誉と他者の権利の保護という正当な目的を追求していたことに争いはない。(§ 130)

(4) 民主的社会において必要

裁判所は民主的社会においてプレスが果たしている本質的な役割について強調してきた。(§ 132) また、インターネットは公衆のニュースへのアクセスを強化し、情報の流布を促進するという重要な役割を担っている。(§ 133) 「インタビューにおいて他者によりなされた声明の流布を支援したジャーナリストを罰することは公益に関する問題を議論することに対するプレスの貢献を深刻に阻害しうるものであり、罰することについて特に強い理由がない限り想定すべきではない」 (§ 135) が、他方、条約が追求し保障する価値と相いれない言論は条約 10 条によっては保護されない。(§ 136) 名誉を保護する権利は私生活を尊重される権利の一部として条約 8 条により保護される権利である。(§ 137) 「他者の名誉又は他者の権利を保護」という利益のために、民主的社会において表現の自由への干渉が必要か否かについて考慮する場合、裁判所は条約が保障する 2 つの価値が衝突する場合における公正なバランスを国内当局が図っているか否か確認することを要求される場合がある。(§ 138) 条約 8 条及び 10 条に基づき保障される権利は原則として等しく尊重される。国内当局によって 2 つの権利間で行われた較量が裁判所の判例法に基づく基準に準拠して行われた場合、国内裁判所の見解を置き換えるためには強い理由を要求しうる。すなわち、当事国が競合する私的利益又は競合する条約上の権利間のバランスを図る必要がある場合、裁判所は広い評価の余地を与えうる。(§ 139)

(5) 比例性の評価における要素

当法廷における問題は、第三者により投稿されたコメントに対して申立人企業が責任を負うとする国内裁判所の判断は、条約 10 条により保障される情報を提供する自由を侵害したかである。(§ 140) Delfi AS は業として商業ベースのインターネットニュースポータルサイトを運営しており、Delfi において公表されたニュース記事に付される多数のコメントを集めることを目的としていた。(§ 144) コメントの実際の著者はコメントを投稿して以降、自己のコメントを編集・削除することはできず、申立人企業のみが技術的にそれを成しえた。ゆえにポータル上で公表されたコメントについて申立人企業が相当程度の管理権を行使しえたのみならずとする第 1 小法廷の意見に同意する。(§ 145) よって、申立人企業のニュース記事に付されたコメントを公表することにおける関与は消極的かつ純粹に技術的サービスプロバイダとする範囲を超えるものである。(§ 146)

(6) コメントの著者の責任

裁判所はインターネット利用者の個人を特定されない利益に留意する。匿名性は長い間報復や望まぬ注目を避ける手段として用いられてきた。特にインターネットにおける重要な手段として、匿名性は思想と情報の自由な流布を促進することができる。同時に、インターネットにおける情報伝達の範囲と速度を見逃すことはない。伝統的メディアと比較して、インターネットは非合法的言論の影響をかなり悪化させるものであり、一度流布された情報の永続性も見逃すことはできない。(§ 147) 本件において、被害者は申立人企業又はコメントの著者のいずれに対して訴えを提起するか選択することができた。コメント著者に対して効果的に訴えを提起するために申立人企業により設けられている手段は欠如しており、コメントの著者を特定する手段の効果が不確実であったことは、国内最高裁判所が判決に関連性があり十分な理由があるものとした認定を支援する要素となると考える。メディア企業に対する名誉毀損の救済手続きにおいて、名誉を毀損された者が救済を得る機会をメディア企業シフトすることは、名誉毀損をした者よりも経済状況が良好であることから、メディア企業の表現の自由に対する不釣り合いな干渉とはみなされない。(§ 151)

(7) 申立人企業による措置

コメントの公表後、遅滞なくコメントを削除しなかったとして、申立人企業の責任を正当化した国内裁判所の認定は関連性があり十分であったかという問題について、ヘイトスピーチ又は暴力の煽動になり得る言論をフィルタリングすることができるシステムを申立人企業は導入していたかどうかを考慮しなければならない。(§ 154) 申立人企業は特定の手段を実行しており、特定の文字列を自動的に削除するシステムと、誰もが通報できるノーティスアンドテイクダウンシステムを運用していた。(§ 155) 申立人企業は第三者による危害を避ける責任を全く怠っていたということとはできない。しかし、ヘイトスピーチと暴力の煽動のフィルタリングには失敗しており、不快なコメントを迅速に削除する能力は限られていた。(§ 156) ヘイトスピーチと暴力を煽動する言論の流布を制限する効果的な手段をとる大規模ニュースポータルサイトの義務を「私的検閲」と同一視することはできない。(§ 157) ヘイトスピーチの潜在的被害者が継続的にインターネットを監視する能力は大規模な営利インターネットニュースポータルサイトの当該コメントを防止し、迅速に削除する能力よりも制限されていることを重視する。(§ 158) 遅滞なく非合法的コメントを明確に削除する手段をとるのに失敗するか、被害者からの申立てまたは第三者からの通知なしに、他者及び全体としての社会の権利と利益は当事国に条約 10 条に反することなく、インターネットニュースポータルサイトに責任を負わせる権利を与えうる。(§ 159)

(8) 申立人企業への影響

申立人企業である Delfi AS に非金銭的損害賠償として課せられた 320 ユーロは不釣り合いとはみなされず (§ 160)、国内手続きの結果として業態変更を迫られたわけではなく、Delfi 自体もエストニアにおいて最大規模のインターネット配信事業であることに変わりはなく、匿名コメントは依然として主流であること、投稿コメントのフォローアップ調整機能を実装するためにチームを設置していることから、申立人企業に対してなされた干渉は不釣り合いではなかった。(§ 161)

評決の結果、15 対 2 で条約 10 違反はなかった。(§ 162)

4. 欧州人権裁判所における表現の自由とその判断枠組み

(1) 欧州における人権保障体制

欧州人権条約（以下、「人権条約」という。）は加盟国間共同の理想を実現し、経済的・社会的進歩を促進するために1949年に設立された国際機構である欧州評議会（Council of Europe, 以下「評議会」という。）の枠組みにおいて作成された条約であり、人権と基本的自由の維持と実現を目的としている⁵。2022年現在、ロシア、東欧、トルコを含む47か国が評議会の加盟国となっており、日本もオブザーバーとして参加している。本条約は評議会の加盟国のみが批准できる条約として1950年に署名され、1953年に発効しており、思想良心の自由（9条）や表現の自由（10条）など⁶の権利・自由が保障の対象となっている。そして、同条約の実効性確保機関としてフランスのストラスブールに設置されているのが欧州人権裁判所（以下、「人権裁判所」という。）である。人権裁判所は人権条約違反に関する事件を取り扱っており、表現の自由を含め多くの判例が蓄積されている。

他方、欧州での国際的な人権保障体制として運用されているもう一つの仕組みとして、27か国が加盟する欧州連合（European Union：以下「EU」という。）による人権保障も存在している。欧州共同体（European Communities：以下「EC」という。）の時代からEC/EU法は加盟国に対して直接的な影響力を有しており、例えばEC/EU法における指令（Directive）は対策の形式及び方法について加盟国の選択権があるものの、達成すべき結果について拘束力を有しており（EC条約⁷249条）、加盟国は必ず指令に基づいた対策を取らねばならないことになっている。さらに、2000年に公布され、リスボン条約⁸により拘束力が与えられたEU基本権憲章⁹にはEU法において保護される権利が列挙されており、憲章によって保障される権利に対する制限については、列挙された権利及び自由を尊重し、かつ法によって規定されていること、比例原則を前提として、EUによって認められる一般的な利益又は他者の権利若しくは自由を保護するために必要であるという要件を充たす場合にのみなすうとしている（同憲章52条1項）。

このように欧州特にEU加盟国は複数の人権保障体制下にあり、本判決の当事国であるエストニアは評議会及びEUの加盟国であることから、人権条約とEC/EU法の適用を受けることになる。このため、本判決は（ア）電子商取引指令というEU法に基づくエストニア国内法の解釈適用が問題となった事案であると同時に、（イ）エストニア国内法の解釈適用の結果Delfi ASに対して下された国内裁判所の判決が、人権条約が保障する表現の自由（情報を伝達する自由）への干渉に当たるかという人権条約違反が問題となった事案でもあった。欧州の2つの人権保障体制にまたがる問題について争われた本判決であるが、本稿では人権条約における表現の自由の保障という側面に焦点を当て、人権条約における表現の自由概念においてプロバイダの表現の自由が本判決によりどのように位置づけられたかを検討する。

(2) 欧州人権裁判所判例における表現の自由

人権条約第10条1項は、公の機関による介入を受けることなく、意見を持つ自由並びに情報及び思想（idea）を受け伝える自由を含むものとして表現の自由を保障するとともに、2項において、自由の行使には「義務と責任」を伴い、国の安全、領土保全、公共の安全、無秩序・犯罪の防止、健康・道徳の保護または他者の名誉・権利の保護という列挙された目的に基づく制限を認めている。このため、条約10条侵害が問題となった事案では当事国によってなされた干渉が条約10条2項の定める正当な目的を追求するものであったかが争われることになる。

こうした争いに関しては、条約10条に関する人権裁判所判例の蓄積により、表現の自由の保障範囲や判断枠組みが判例法として構築されている。まず、条約10条の保障対象となる表現とは「10条2項を条件として、好意的に受け止められたり、あるいは害をもたらさない、又は重要でない「情報」や「思想」だけでなく、国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、又は混乱させるようなもの」¹⁰も含むものとの解釈が確立されている。そして、表現の自由は「民主的社会的本質的基礎であり、社会の発展および人間の発達のための基礎的条件」¹¹として民主的社会的において重要な役割を果たすものとして位置づけられている。しかしながら、表現の自由は優越的地位を持つものではなく、本判決 §139においても言及されているように条約が保障する他の権利と等しく尊重されるとの位置づけもなされている。さらに、人権裁判所は民主的社会的における報道機関の役割を認めており、条約10条2項が課している「義務と責任」と両立する方法で、公益に関するすべての問題について情報と思想を提供する義務を負っているとしている¹²。また、ジャーナリズムの自由についてある程度の誇張や挑発に拠ることも認めている¹³が、許容される批判の限界は政治家や政府に対するものよりも私人に対するものの方が低いとしている¹⁴。インターネットの役割については §133において言及しているように、情報の流通とニュースへのアクセスにおいて重要な役割を果たしている¹⁵とする一方で、インターネット上のコンテンツとコミュニケーションに起因する害悪のリスクは印刷メディアによるものよりも高く¹⁶、視聴覚メディアは印刷メディアよりも速攻かつ強力な影響力を有している¹⁷としている。そして、ホロコーストの否定やナチスの正当化、すべてのイスラム教徒をテロリズムと結び付ける表現やロシアにおける邪悪の根源としてユダヤ人を描くことなど、人権条約の精神に反する特定の表現については条約10条による保護を認めず、条約17条に基づき権利濫用に該当するとの判断も示している¹⁸。

(3) 欧州人権裁判所判例における表現の自由に関する判断枠組み

人権裁判所は国際裁判所であり、国内的な救済手段が尽くされた後でなければ人権裁判所へ申し立てることができないものの、訴訟当事国の終審裁判所としては位置づけられていない。また、当事国の国内事情については人権裁判所の裁判官よりも国内当局の方が精通しており適切な判断が下せることから、加盟国の裁量を認めつつ、なされた干渉を人権条約と加盟国間共通の基準に照らして審査するという「評価の余地 (Margin of Appreciation)」理論¹⁹を採用している。

そしてこの前提に基づき、表現の自由に対する干渉が人権条約違反に該当するかについての判断枠組みとして、①当該干渉が法律によって定められているか (prescribed by law)、②正当な目的 (legitimate aims) を追求しているか、③なされた干渉は民主的社会的において必要であったか (necessary in a democratic society) という3つの要件による審査方法を確立している。

要件① prescribed by law については、制定法だけでなく判例法²⁰や専門的職能団体の内部規則²¹なども含まれ、また単に制定法であるだけでは足りず予見可能性と明確性を充足すること²²が求められ、さらには自己の行為によってどのような結果を被るか合理的な正確さをもとに予想できなければならないとしている²³。また、要件② legitimate aims については、条約10条2項に列挙されている目的が広範であることから、本要件を充足しない場合はほとんどなく、事実、本判決においても §130 の中で短く言及されるに止まっている。

表現の自由に関する人権裁判所判例において審査の中で重きを置かれ、また判断枠組みが精緻化されてきたのが要件③ necessary in a democratic society についてである。要件③はさらに (a) 急迫する社会的必要性 (pressing social need) に合致していたか、(b)

追求する正当な目的となされた干渉が釣り合っていたか (proportionate to the legitimate aim pursued), (c) 国内当局が当該干渉を正当化する理由は関連性があり十分であるか (relevant and sufficient) という3つの項目に細分化されて検討がなされるようになっており²⁴, 要件 (a) pressing social need の検討においてはより制限的でない手段がないかなどが審査されるようになっている²⁵。

(4) 本判決の位置づけ

本判決はニュース記事に関するコメントを投稿できるようになっているニュースポータルサイトに対し、個人への名誉毀損ないしヘイトスピーチに該当するコメントが投稿された場合におけるポータルサイトの民事責任をエストニアの国内裁判所が認めたことで、当該判決が条約10条の保障する表現の自由に含まれる“情報を送信する自由”が干渉されたとして争われた事案である。

本判決において裁判所は判例法において確立されてきた判断枠組みに従い、要件① prescribed by law については民事法上の責任を負うことを予見できたとし、要件② legitimate aims については他者の名誉と権利を保護するという目的を肯定している。そして、要件③ necessary in a democratic society については、インターネットにおける匿名性の利益を認めつつも、他者の権利を侵害するコメントについて、実際のコメント投稿者を同定することは困難であり、ポータルサイトに対する請求権を認めることによってコメントの被害者の救済が効果的になること、Delfi が実施していた権利侵害的コメントに対する対応策が不十分であったこと、Delfi が課された賠償額が少額であり影響が少ないことを考慮し、エストニア国内裁判所の判断は釣り合いが取れたものとして妥当であったとの認識を示している。

本判決の判断において注目すべき点として、権利侵害的なコメントに対するポータルサイトの対応策について判断している点が挙げられる。Delfi AS は問題とされたコメントが投稿された当時、コメント投稿者が投稿したコメントについて編集・削除できないというシステムの欠点を有しているものの、権利侵害的コメントに対する対応策として自動フィルタリングとノーティスアンドテイクダウンシステムを導入していた。この対応策のうち、人権裁判所は自動フィルタリングについて、フィルタリング対象となる文字列が不十分であったと認定している。本判決において、人権裁判所は大規模ニュースポータルサイトの義務を考慮するものであり「私的検閲 (private censorship)」と同一視することはできない (§ 157) と判示しているが、インターネット上の表現スペースの大部分が私企業により運営されており、かつ、主流の表現スペースで発言するからこそ注目を集めることができることを考慮すると、権利侵害的コメントに対するポータルサイトの責任を無視できない一方で、利用規約や自動フィルタリングによるコメント統制を肯定することは「利用規約に則った」コメントのみが表現可能になるというポータルサイトによる私的検閲を肯定することになり、本判決が言うようにポータルサイトの責任と私的検閲を切り分けることはできないと思われる。判決では民事責任を負う要因として Delfi の商業性が指摘されているが、ポータルサイトの維持コストを賄うことができなければ公益に関するニュース記事についてインターネット上で議論する場を維持することはできない。さらにインターネット上のコミュニケーションを可能とするコンテンツプロバイダの大多数が営利企業により運営されている現状を鑑みれば、Delfi の商業性を考慮した本判決はインターネットの現状にそぐわない蓋然性が高い。さらに、表現の自由に関するこれまでの人権裁判所判例は保護対象となる表現について、「国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、又は混乱させるようなもの」も含むと繰り返し述べている。今回問題とされた20件のコメントには確かにLに対する暴力を唱道するものも存在した一方で、批判の範疇を超え

ないものも含まれており、この点について人権裁判所の法廷意見は詳細には検討せずに、フィルタリングの不十分さのみを指摘している。また、本判決はインターネットポータルサイトのフィルタリング責任を要求しているにも関わらず、どのような内容を特にフィルタリングしなければならないかについてまでは十分に検討しておらず、この免責要件の不確実化、いわばブラックボックス化は、これまでの判例法において確立してきた表現の自由の枠組み——どのような表現が保護され、どのような表現が保護されないか——を形骸化させてしまう虞がある。

本判決には András Sajó 裁判官及び Nona Tsotsoria 裁判官による反対意見が付されており、本判決の影響として、ポータルサイトの責任を肯定したことによりコメント機能の提供を中止するインセンティブを与えるだけでなく、サイト運営者による自己検閲につながる可能性が指摘されており、首肯できるところである。

5. おわりに：日本との比較

本判決の状況と我が国の状況を比較するに、我が国にはプロバイダの責任に関する現行法として特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号：以下、「プロバイダ責任制限法」という。）が制定されている。同法はインターネット上の違法・有害情報に関し、被害者の救済と表現の自由とのバランスを図りつつプロバイダの円滑な対応を構築するために、権利侵害された場合の情報開示請求権を定めるとともにプロバイダの損害賠償責任を制限するものとして制定されており、本判決をプロバイダ責任制限法に当てはめた場合、過去の裁判例²⁶から見て、Delfi は L の削除要請を受けて問題とされたコメントを即日削除していることから、名誉毀損に連なる不法行為責任は免責されるものと考えられる。これに対し、人権裁判所は本件において名誉毀損のコメントの公開からそれが削除請求に基づいて削除されるまでの期間を考慮し、フィルタリングについてもより実効性の伴ったフィルタリングが可能であったであろうことを指摘して Delfi AS の民事責任を肯定しているという点が、我が国の実情に比して非常に対照的であるといえる。但し本判決には、言論の沈黙に関する新章の始まりではなく、新しいメディアの民主主義を強化する可能性を制限するものではないと述べるとともに、印刷業者といった表現の仲介者に対して行われてきた検閲手法について概観している付言（appendix）が付いていることから、エストニア国内裁判所の本件に対する判決がそれ程まで突飛なものではなく、人権裁判所としても表現の自由に対する評価の余地を前提に思料しながら肯定的な判断をするに至ったという局所的かつ消極的な判決であるとの見方も可能である。

しかしながら、この評価の余地を汲みながら表現の自由を考慮するという人権裁判所の姿勢こそ、限りなく原理主義的に表現の自由を解そうとする我が国の憲法学の価値観とは相容れないものであると考えることも出来るであろう。殊に我が国においてニュースポータルサイトのフリーコメントといったものの性質については、いわゆる思想の自由市場に資する表現スペースとして表現の自由の価値を反映して論じられうることは想像に難しくなく、本判決のような結論が歓迎される土壌とはなっていないであろう。その意味で我が国の表現の自由に対する評価と、人権裁判所における表現の自由の評価は、我が国の視点に立てば異質なものと言わざるを得ないと思われる。

人権裁判所は補充性原則に基づき活動しており、本判決ではプロバイダの責任に関する EU 法に基づくエストニア国内法の解釈適用について国内裁判所の判断を肯定している。人権裁判所は国内裁判所の最終審ではないため妥当な判断ではあるものの、プロバイダの責任が本判決の中心争点であったことを鑑みると、国内裁判所の判断を尊重する判断姿勢

をとる以上、人権裁判所が保障しようとしている表現の自由は人権裁判所の判例法に言う重要性を真に帯びることはできないのではないかと考える。

●注

1. Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (ETS No. 005).
2. *Delfi AS v. Estonia* App no 64569/09 (ECtHR, 16 June 2015).
3. Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market [2000] OJ L178/1.
4. *Delfi AS v. Estonia* App no 64569/09 (ECtHR, 10 October 2013).
5. 詳しくは薬師寺公夫「ヨーロッパ人権条約準備作業の検討(上)」神戸商船大学紀要第一類文科論集 33号(1984年)35頁以下を参照のこと。
6. その他の権利及び自由としては、生命に対する権利(2条)、拷問の禁止(3条)、奴隷状態及び強制労働の禁止(4条)、自由及び安全に対する権利(5条)、公正な裁判を受ける権利(6条)、罪刑法定主義及び遡及効の禁止(7条)、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利(8条)、集会及び結社の自由(11条)、婚姻についての権利(12条)、条約が規定する権利に関する差別の禁止(14条)、財産の保護(第1議定書1条)、教育に対する権利(第1議定書2条)、自由選挙の保障(第1議定書3条)、債務による拘禁の禁止(第4議定書1条)、移動の自由(第4議定書2条)、国民の追放の禁止(第4議定書3条)、外国人の集団的追放の禁止(第4議定書4条)、死刑の廃止(第6議定書1条)、戦時における死刑(第6議定書2条)、外国人の追放についての手続的保障(第7議定書1条)、刑事事件における上訴の権利(第7議定書2条)、誤審による有罪判決に対する補償(第7議定書3条)、一事不再理(第7議定書4条)、配偶者の平等(第7議定書5条)、差別の一般的禁止(第12議定書1条)、全ての状況下における死刑の廃止(第13議定書1条)などがある。各議定書により追加的保障を受けている権利については議定書の批准国が締約国となる。
7. Treaty establishing the European Community [2002] OJ C325/33.
8. Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing the European Community [2007] OJ C 306/1.
9. Charter of Fundamental Rights of the European Union [2000] OJ C 364/1.
10. *Handyside v UK* App no 5493/72 (ECtHR, 7 December 1976).
11. *Ibid.*
12. *Jersild v Denmark* App no 15890/89 (ECtHR, 23 September 1994).
13. *Prager and Oberschlick v Austria* App no 15974/90 (ECtHR, 26 April 1995).
14. *Tammer v Estonia* App no 41205/98 (ECtHR, 6 February 2001).
15. *Times Newspapers Ltd (nos. 1 and 2) v the UK* App no 3002/03 and 23676/03 (ECtHR, 10 March 2009).
16. *Editorial Board of Pravoye Delo and Shtetel v. Ukraine* App no 33014/05 (ECtHR, 5 May 2011).
17. *Purcell and Others v. Ireland* App no 15404/89 (Commission Decision, 16 April 1991).
18. 例えば、イスラム教徒をテロリストとして排斥する表現が問題となった事例では権利濫用として申立てが不受理とされている。*Norwood v UK* App no 23131/03 (ECtHR, 16 November 2004).
19. 評価の余地に関する先行研究については、北村泰三「ヨーロッパ人権条約と国家の裁量——評価の余地に関する人権裁判所判例を契機として」法学新法 88巻7・8号(1981年)35頁以下、江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における「評価の余地」理論の新たな発展」明治大学大学院紀要 法学篇 29号(1992年)55頁以下などがある。
20. *Sunday Times v UK* App no 6538/74 (ECtHR, 26 April 1979).
21. *Barthold v Germany* App no 8734/79 (ECtHR, 25 March 1985).
22. *Sunday Times v UK* (n 20).
23. *Wingrove v UK* App no 17419/90 (ECtHR, 25 November 1996).
24. *Steel and Morris v. the UK* App no 68416/0 (ECtHR, 15 February 2005).
25. 例えば、政治家によるジェノサイドの否定が問題となった *Perinçek v Switzerland* App no 27510/08 (15 October 2015) ではほかの手段が存在するにもかかわらず有罪判決が下されている点を考慮し、条約違反を認定している。
26. 東京地判平成16年11月24日判タ1205号265頁

村上 玲(淑徳大学コミュニティ政策学部助教)